

■指定管理業務の範囲（2）貸館業務

なら歴史芸術文化村条例で定める使用料は以下のとおりです。
利用料金については、使用料の範囲内で、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めてください。

棟	開館時間	貸部屋対象室	面積等	使用料						
				午前 9-12時	午後 13-17時	午前・午後 9-17時	夜間 18-20時	午後・夜間 13-20時	全日 9-20時	
芸術文化体験棟	9:00～20:00	ホール	300席	15,300	20,400	35,600	13,200	33,600	45,800	※1
				12,700	17,000	29,700	11,000	28,000	38,200	※2
		控室A	34	2,600	3,500	6,100	2,300	5,800	7,900	
		控室B	23	1,800	2,400	4,100	1,500	3,900	5,300	
		控室C	17	1,300	1,700	3,000	1,100	2,900	3,900	
		セミナールームA	39	1,700	2,300	4,000	1,500	3,800	5,200	
		セミナールームB	51	2,300	3,000	5,300	2,000	5,000	6,800	
		セミナールームC	69	3,100	4,100	7,200	2,700	6,800	9,300	
		セミナールームD	13	800	1,000	1,800	700	1,700	2,300	
		セミナールームE	13	800	1,000	1,800	700	1,700	2,300	
		セミナールームF	32	1,400	1,900	3,300	1,200	3,200	4,300	

※1:土曜日、日曜日、祝日 ※2:※1以外の日

棟	開館時間	貸部屋対象室	面積	使用料		
				午前 9-12時	午後 13-17時	午前・午後 9-17時
交流にぎわい棟	9:00～17:00	実習室	108	3,900	5,200	9,100
		控室D	13	1,100	1,500	2,600